

立案 昭和 年月 日  
決裁 昭和 年月 日

爵位録表

宗秩家總裁



海軍主計大尉松尾成之外四十名叙位取消並叙位日附変更の件

三十九

昭和五年八月九日  
官報記入 月 日  
官報報告済

官 内 省

内閣懸紙大印

内務大臣

訓麻世一平 日三二日

土奏書並封入





海軍主計大尉松尾成之助等四名叙位取消並叙位日附變更の件

海軍主計大尉松尾成之助等四名叙位取消並叙位日附變更の件



昭和二十一年八月九日  
内閣總理大臣吉田茂

海軍主計大尉松尾成之助等四名叙位取消並叙位日附變更の件

海軍主計大尉松尾成之助等四名叙位取消並叙位日附變更の件



海軍主計大尉松尾成之助等四名叙位取消並叙位日附變更の件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和二十一年八月九日

内閣總理大臣吉田

茂

内

閣



内閣 第三八七 號

案 昭和三年八月 日 機可 昭和三年八月 日 施行 昭和 年 月 日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣事務官



海軍主計大尉松尾成之外四十名は別紙頭書のとほり夫々叙位發  
令にありまるとして同人等は孰れも叙位發令之前に死せしむるが故に  
判明ししものを今更張縮の次第であるが叙位取付並叙位日附変更  
の儀上奏しし良しと思ふ

内閣



内閣人閣位第 三八七 號

昭和二十年九月十五日  
叙 正 七 位  
海軍主計大尉 從七位 松 尾 成 之

昭和二十年九月十五日  
叙 正 七 位  
海軍主計大尉 從七位 濱 田 博 男

右者各頭書の通り叙位發令されたが、松尾海軍主計大尉は昭和二十年六月十四日戦死、濱田海軍主計大尉は同年八月十八日に戦病死したから、その叙位を取消されたい。

三ノ子  
西ノ子



内閣閣位第三九二號

昭和二十年九月六日  
敍正七位

海軍技術大尉 從七位 武田 健一

石者頭書の通り敍位發令されたが、昭和二十年七月一日  
戦死したことが判明したので、その敍位を取消されたい

海軍



内閣大閣位第三九〇號

昭和十九年十二月一日 海軍少佐 正七位 藤 澤 武

右者頭書の通り叙位發令されたが今叙昭和十九年十月十一日戦死もたことが判明したので、その叙位を取消されたい。

海

軍



内閣入閣簿第三六七號

昭和二十年四月二日  
敍從七位

海軍中尉 正八位

小林武雄

同

同

小林秀雄

昭和二十年四月二日  
敍從七位

海軍中尉 正八位

坂本孝助

昭和二十年四月二日  
敍從七位

海軍中尉 正八位

坂本哲朗

昭和二十年四月二日  
敍從七位

海軍中尉 正八位

高島清

每

軍

昭和二十年三月三十日  
陸軍省  
陸軍部



昭和二十年八月十五日  
叙正八位  
海軍少尉  
鳥谷常倫

昭和二十年四月二日  
叙從七位  
海軍中尉  
正八位  
山口辰夫

昭和二十年八月十五日  
叙正八位  
海軍少尉  
猪野克巳

昭和二十年九月十五日  
叙從七位  
海軍中尉  
正八位  
大伴渥美

昭和二十年九月十五日  
叙從七位  
海軍中尉  
正八位  
薄葉行雄

昭和二十年九月十五日  
叙從七位  
海軍中尉  
正八位  
赤司眞一

昭和二十年八月十五日  
叙正八位  
海軍少尉  
堂宮實

昭和二十年八月十五日  
叙正八位  
海軍少尉  
名和龍次

昭和二十年八月十五日  
叙正八位  
海軍少尉  
小松勝辛

昭和二十年八月十五日  
叙正八位  
海軍少尉  
小川博



内閣人閣位第 三六九

昭和二十年九月十五日	海軍中尉	正八位	川	滋	作
叙 從 七 位					
昭和二十年九月十五日	海軍中尉	正八位	藤	本	芳 大
叙 從 七 位					
昭和二十年九月十五日	海軍中尉	正八位	植	木	博
叙 從 七 位					
昭和二十年九月十五日	海軍中尉	正八位	橋	井	場 茂 桐
叙 從 七 位					

右者谷頭書の通り叙位發令されたが、孰考別記の通り戦死したことが判明したので、その叙位を取消されたい。

昭和二十年四月二日	海軍中尉	正八位	押	木	良 一
叙 從 七 位					
昭和二十年九月一日	海軍中尉	正八位	渡	邊	義 道
叙 從 七 位					
昭和二十年九月十五日	海軍中尉	正八位	杉	原	英 一 郎
叙 從 七 位					
昭和二十年八月十五日	海軍少尉		中	野	清
叙 正 八 位					
昭和二十年八月十五日	海軍少尉		尼	崎	三 智 雄
叙 正 八 位					

昭和二十年四月二日 押木良一  
 昭和二十年九月一日 渡邊義道  
 昭和二十年九月十五日 杉原英一郎  
 昭和二十年八月十五日 中野清  
 昭和二十年八月十五日 尼崎三智雄



海軍

昭和二十年八月十五日  
正八位

海軍少尉

大塚 惟 達

昭和二十年九月十五日  
從七位

海軍中尉

正八位

池田 三 郎

昭和二十年八月十五日  
正八位

海軍少尉

春 成 豊

昭和二十年九月十五日  
從七位

海軍中尉

正八位

土 屋 雄 亭

同

同

同

込 山 昇

昭和二十年九月十五日  
從七位

海軍中尉

正八位

海 部 莊 三 郎

昭和二十年九月十五日  
從七位

海軍中尉

正八位

神 崎 茂 三

昭和二十年八月十五日  
正八位

海軍少尉

西 山 繁

昭和二十年九月一日  
從七位

海軍中尉

正八位

松 本 千 代 三 郎

右者各頭書の通り叙位發令されたが、孰も別記の通り戦死したことが判明したのでその叙位を取消されたい。



内閣人閣位第 三七九 號

昭和二十年九月十五日  
海軍軍醫中尉 正八位 藏 本 哲 夫  
叙 從 七 位

石者頭書の通り叙位發令されたが、昭和二十年四月三十日戦死したのでその叙位を取消されたい。

海

軍

海

軍



内閣人内 四三七 號

昭和二十年九月十五日  
敍 正 七 位

海軍主計大尉 從七位 瀨 長 禧 之

右者頭書の通り敍位發令されたが、昭和二十年八月一日  
戦死したので、その敍位を取消されたい。

可  
長  
之



内閣閣位第 三八六號

昭和二十年二月二十日  
敍 從 六 位

海軍少佐

正七位

島

良

光

百三十一  
あり

右者頭書の通り敍位發令されたが、今般昭和二十年八月九日戦病死したことが判明したので、その敍位の日附を戦病死の日に変更されたい。







昭和二十年四月十日	南西諸島方面	海軍中尉	簿	葉	行	雄
昭和二十年四月十四日	同	同	赤	司	眞	一
昭和二十年四月二十日	北島方面	海軍少尉	堂	宮	實	
昭和二十年五月二十日	同	同	名	和	龍	次
昭和二十年六月一日	同	同	小	松	勝	幸
昭和二十年六月十七日	同	同	小	川	博	
昭和二十年六月二十日	南西諸島方面	海軍中尉	川	邊	甚	作
昭和二十年六月三十日	同	同	藤	本	芳	夫
昭和二十年七月二十八日	同	同	植	木	博	
昭和二十年七月二十九日	同	同	橋	場	茂	樹

昭和二十年一月七日	台灣方面	海軍中尉	押	木	良	一
昭和二十年一月二十五日	比島方面	同	渡	邊	義	道
昭和二十年二月一日	同	同	杉	原	英	一郎
昭和二十年二月二十五日	同	海軍少尉	中	野	清	
昭和二十年三月二十七日	同	同	尼	崎	三	智雄
昭和二十年四月六日	同	同	大	塚	惟	達
昭和二十年四月二十一日	南西諸島方面	海軍中尉	池	田	三	郎
昭和二十年五月五日	比島方面	海軍少尉	春	成	豊	
昭和二十年五月二十三日	九州南部方面	海軍中尉	土	屋	雄	亮



昭和二十年五月二十三日	九州南部方面	海軍中尉	込山	豊
昭和二十年七月十四日	南西諸島方面	同	海部	莊三郎
昭和二十年七月二十八日	同	同	神崎	茂三
昭和二十年八月七日	比島方面	海軍少尉	西山	繁
昭和二十年八月二十二日	同	海軍中尉	松本	千代三郎

昭和二十一年七月二十九日

内閣官房人事課長殿

復員廳第二復員局人事部長



叙位取消について照會

七月十九日復二秘人第二〇一號叙位取消について申牒された左記の者は、各頭書の通り、今次戦争作戦従事中戦死又は戦病死した者であるが通信連絡遅延のため戦死報告叙位發令後となつたので、その叙位を取消されるやう取計はれたい。

記

昭和二十年六月十四日 たらカン島 戦死 海軍主計大尉 松尾成之  
 (昭和二十年八月三十一日進達) 秘人第二三七三號 海軍主計大尉 衣笠賢外六百八拾六名中十一枚目裏  
 昭和二十年八月十八日 ポルネオ 戦病死 海軍主計大尉 濱田博男  
 (右同)

八枚目裏



二復人扶秘第八號ノ多九

昭和二十一年七月三十日

復員廳第二復員局人事部長

内閣官房人事課長殿



叙位取消について照會

月 日復二秘人第 號叙位取消について申渡された左記の者は頭書  
の通り、今次戦争作戦従事中戦死した者であるが通信連絡遅延のため戦死  
報告叙位發令後となつたので、その叙位を取消されるやう取訂はりたい。

記

昭和二十年七月一日 波尔ネオ方面 戦死 海軍技術大尉 武 田 健 一  
(昭和二十年七月十日進達復二秘人オ九ノ海軍少尉 尾本吉男外一千六百九拾八名中  
四十四枚目(重文))



昭和二十一年七月十九日

復員總第二復員局人事課長

内閣官房人事課長殿

叙位取消について照會

七月十九日 復二秘人第〇六號叙位取消について申渡された左記の者は、  
頭書の通り今次戦争作戦従事中戦死したものであるが通信連絡遅延のため  
戦死報告叙位發令後となつたので、その叙位を取消されるやう取計は  
ください

記

昭和十九年十月十一日 本州南方海面 戦死 海軍少佐 藤 澤 武  
(昭和十九年十一月二十日進達海秘人第二五五二號海軍中佐篠田良知以下百三十七名中二枚目裏)



昭和三十二年七月十五日

復員廳第二復員局人事部長

内閣官房人事課長殿



叙位取消について照會

七月十五日 復二秘人第一三三號叙位取消について申渡された左記の者は、各頭書の通り、今次戦争作戦從事中戦死したものであるが通信連絡遅延のため戦死報告叙位發令後となつたので、その叙位を取消されるやう取計はれない

記

昭和二十年一月六日 比島方面 戦死 海軍中尉 小林武雄  
(昭和二十年三月十九日進達海秘人第六六二號海軍大尉池田佐重以下千五百五十一名中四十三枚目表)

同 同 同 小 林 秀雄  
(右同)

昭和二十年一月八日 同 同 坂 本 孝助  
(昭和二十年三月十九日進達海秘人第六六二號海軍大尉池田佐重以下千五百五十一名中四十三枚目表)



昭和二十年三月十九日進達海秘人第六六二號海軍大尉池田佐重以下千五百五十一名中四十四枚目表  
(右同) 同 同 高島 四十二枚目表

昭和二十年二月十七日 同 海軍少尉 鳥谷常倫  
(昭和二十年八月八日進達海秘人第一八七三號海軍少尉藤本伸哉外一千二百七十四名中七枚目表)

昭和二十年二月二十四日 台灣方面 戰死 海軍中尉 山口辰夫  
(昭和二十年三月十九日進達海秘人第六六二號海軍大尉池田佐重以下千五百五十一名中二十一枚目表)

昭和二十年四月一日 比島方面 戰死 海軍少尉 猪野克己  
(昭和二十年八月八日進達海秘人第一八七三號海軍少尉藤本伸哉外一千二百七十四名中二十枚目表)

昭和二十年四月二日 同 海軍中尉 大伴渥美  
(昭和二十年八月三十日進達海秘人第二三七〇號海軍大尉平瀬親榮外二千七十九名中九十二枚目表)

昭和二十年四月十日 南西諸島方面 戰死 海軍中尉 薄葉行雄  
(右同) 同 同 赤司真一

昭和二十年四月十四日 同 同 赤司真一  
(右同) 同 同 二十九枚目表

昭和二十年四月二十日 比島方面 戰死 海軍少尉 堂宮實  
(昭和二十年八月八日進達海秘人第一八七三號海軍少尉藤本伸哉外一千二百七十四名中五十六枚目表)

昭和二十年五月二十日 同 同 名和 龍次  
(右同) 同 同 十枚目表



昭和二十年八月八日進達海軍人第一八七三號海軍少尉藤本雅道外一十七百七十四名中三十八枚目表)  
(右同)

昭和二十年六月二十日 南西諸島方面 戦死 海軍中尉 川邊 甚 作  
(昭和二十年八月三十日進達海軍人第二三七〇號海軍大尉牛瀨親榮外二千七十九名中二十五枚目表)

昭和二十年六月三十日 同 同 同 藤 本 芳 天  
(右同)

昭和二十年七月二十八日 同 同 同 植 木 母  
(右同)

昭和二十年七月二十九日 同 同 同 橋 場 茂 樹  
(右同)

昭和二十年八月二日 同 同 同 三 十 枚 目 裏 樹



昭和二十一年七月十五日

復員廳第二復員局人事部長

内閣官房人事課長殿



叙位取消について照會

七月十五日 二復員第一三七號叙位取消について申渡された左記の者は、各頭書の通り、今次戦争作戦従事中戦死したものであるが通信連絡遅延のため戦死報告叙位發令後となつたので、その叙位を取消されるやう取計はれた

記

昭和二十年一月七日

台湾方面 戦死 海軍中尉 押木良一

(昭和二十年三月十九日進達海秘人第六六四號海軍大尉池田佐重以下千五百五十一名中二十八枚目裏)

昭和二十年一月二十五日

比島方面 同 渡邊義義 道

(昭和二十一年三月二十八日進達三復秘人第七五〇海軍中尉佐野千代造外四十三名中二枚目裏)

昭和二十年一月一日

同 同 原英一郎

(昭和二十年八月三十日進達海秘人第二三七〇號海軍大尉平瀬親榮外二千七十九名中十九枚目裏)

昭和二十年二月二十五日

同 同 野清

(昭和二十年八月八日進達海秘人第一八七三號海軍少尉藤本傳政外一千二百七十四名中十七枚目裏)



昭和二十年四月六日  
昭和二十年八月八日進達海秘人第一八七三號海軍少尉藤本哲哉外一千二百七十四名中十三枚目裏

昭和二十年四月二十一日  
南西諸島方面戰死 海軍中尉 池田三郎  
(昭和二十年八月八日進達海秘人第一八七二號海軍少尉岡源三郎外一千八百五十二名中二十四枚目裏)

昭和二十年五月五日  
比島方面同 海軍少尉 春成 豊  
(昭和二十年八月八日進達海秘人第一八七三號海軍少尉藤本哲哉外一千二百七十四名中五十二枚目裏)

昭和二十年五月二十三日  
九州南部方面同 海軍中尉 土屋雄亮  
(昭和二十年八月三十日進達海秘人第二三七〇號海軍大尉平瀬親榮外二千七十九名中二十八枚目裏)

同  
(右同) 同 同 込山 三十枚目裏

昭和二十年七月十四日  
南西諸島方面戰死 同 海部 莊三郎  
(右同) 同 同 同 十四枚目裏

昭和二十年七月二十八日  
同 同 神崎 茂三  
(右同) 同 同 同 二十六枚目裏

昭和二十年八月七日  
比島方面同 海軍少尉 西山繁  
(昭和二十年八月八日進達海秘人第一八七三號海軍少尉藤本哲哉外一千二百七十四名中二十枚目裏)

昭和二十年八月二十二日  
同 海軍中尉 松本千代三郎  
(昭和二十一年二月二十八日進達二復秘人第七五〇號海軍中尉佐野千代造外四十三名中二枚目裏)

(抄)



昭和二十一年七月三十一日

復員局第二復員局人事部長

内閣官房人事課長殿



綏位取消について照會

七月三十一日復二秘人第三四號綏位取消について申渡された左記の者は、頭書の通り今次戦争作戦従事中戦死した者であるが通信連絡遅延のため戦死報告綏位發令後となつたのでその綏位を取消されるやう取計はれたい。

記

昭和二十年四月三十日 東支那海 戦死 海軍軍醫中尉 臧 本 哲 夫  
(昭和二十年八月三十一日進達海秘人第二三二七二號海軍軍醫大尉佐藤隆典外八百五拾三名中二十九枚目表)



昭和二十一年八月六日

内閣官房人事課長殿

復員廳第二復員局人事部



綬位取消について照會

八月六日復二秘人第三五號綬位取消について申牒された左記の者は、頭書の今次戦争作戦従事中戦死した者であるが、通信連絡遅延のため戦死報告綬位發令後となつたので、その綬位を取消されるやう取計はれない。

記

昭和二十年八月一日 ビルマ方面 戦死 海軍主計大尉 瀨 長 之  
(昭和二十年八月三十一日進達海秘人第二三三三號海軍主計大尉衣笠 賢外六百八拾六名中十八枚目表)



昭和二十一年八月廿八日

内閣官房人事課長殿

復員廳第二復員局人事部長



敍位日附更正について照會

又月廿八日復二秘人第一九五號敍位日附更正について申渡された左記の者は、比島方面で作戰に従事中消息不明となつて頭書の日附で戦死と認定され、同日附敍位發令された者であるが、終戦に伴つて別紙記載の日附で、戦病死したものと判明したので敍位發令日附を更正される様取計はりたい。

記

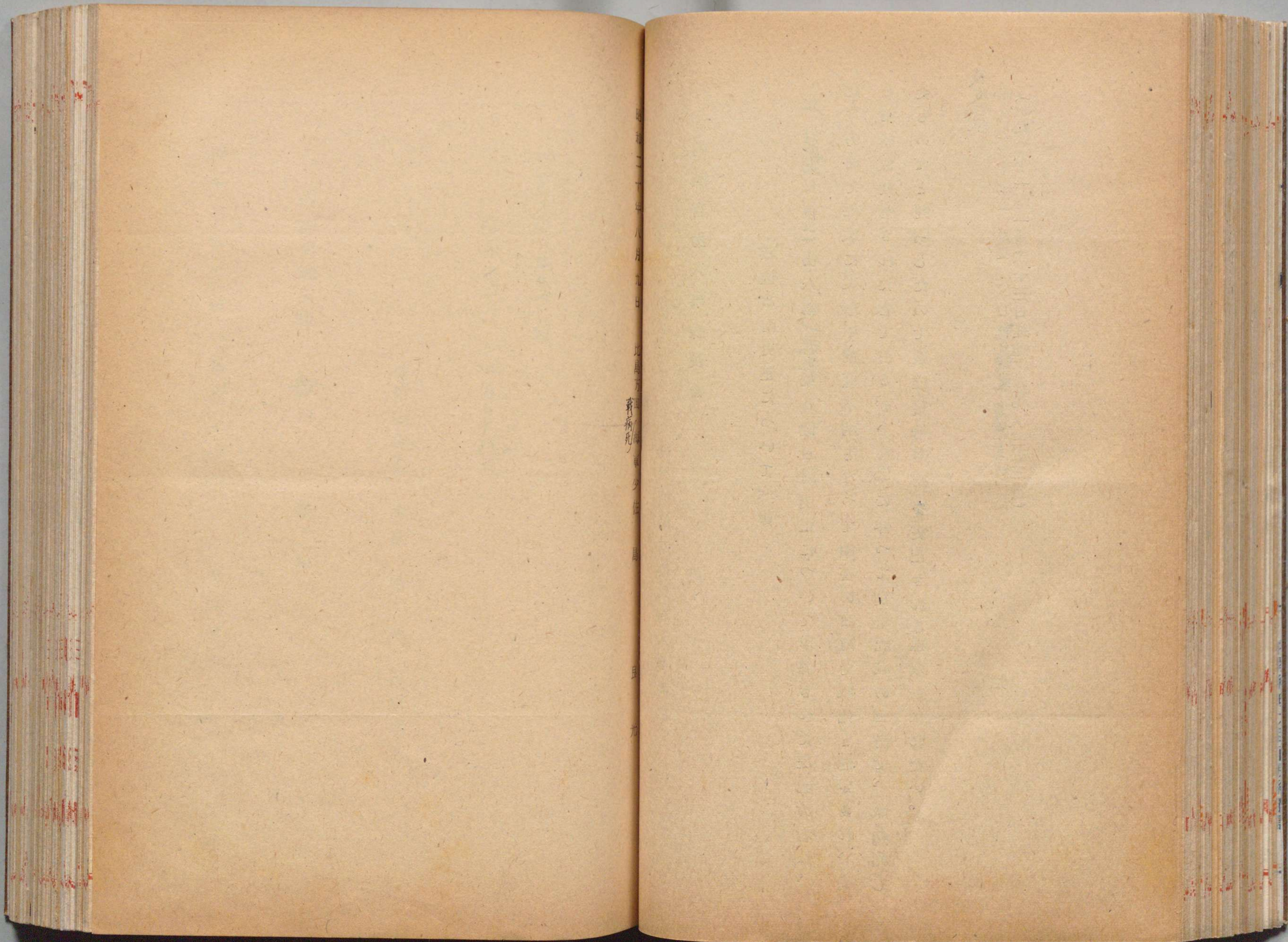
敍從六位

昭和二十年二月二十日戦死認定海軍少佐島  
(昭和二十一年一月二十三日進達復秘人三五三號)

良

光九





昭和二十一年八月九日  
此書乃...  
我病死...  
...  
...  
...



復二秘人第 二〇一 號

昭和二十一年七月二十九日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎



内閣總理大臣

吉田

茂 殿

海軍主計大尉松尾成之外一名の叙位取消について別紙の通り申渡す。



復二秘人第ニニニ號

昭和二十一年七月三十日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍技術大尉武田健一の級位取消について別紙の通り  
申牒する。

海軍



復二秘人第 二〇六 號

昭和二十一年七月二十九日

復員廳總裁 幣原 喜重 郎



內閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍少佐藤澤 武の叙位取消について別紙の通り申牒す  
る。



内閣小決

復二秘人第一三三 號

昭和二十一年七月十五日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍中尉小林武雄外十九名の級位について別紙の通り申  
取  
牒する。



復二秘人第一三七號

昭和二十一年七月十五日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍中尉押木良一外十三名の叙位取消について別紙の通り申渡す。



復二秘人第 二二四 號

昭和二十一年七月三十一日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍軍醫中尉藏本哲夫の叙位取消について別紙の通り申  
渡す。

217



不  
登  
報

復二秘人第 二五一 號

昭和二十年八月六日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重 郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍主計大尉賴長禧之の級位取消について別紙の通り申  
牒する。

海軍省  
軍務課



復二秘人第一九五號

昭和二十一年七月二十七日

復員廳總裁 男爵 幣原 喜重郎



内閣總理大臣 吉田 茂 殿

海軍少佐島 良光の敘位日附更正について別紙の通り申  
渡す。

海軍省  
海軍大臣 嶋田繁太郎



八

立帝 昭和 年 月 日  
決裁 昭和 年 月 日

爵位課長

宗秩家總裁



海軍少佐茂木茂外二名叙位取消の件

昭和三年八月九日  
臺藏記 月 日  
官報報告済

官 内 省